第99回
定時株主総会
招集ご通知

乾汽船株式会社

日時 2019年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都千代田区平河町二丁目6番4号
海運クラブ（海運ビル）2階ホール
※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役5名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件
第4号議案　当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）承認の件

目次

第99回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
事業報告…… 35
連結計算書類…… 57
計算書類…… 60
監査報告書…… 63

証券コード：9308

株 主 各 位

証券コード 9308
2019年６月５日

東京都中央区勝どき一丁目13番６号
乾汽船株式会社
代表取締役社長 **乾　康之**

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否を記入し、2019年６月20日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1 日　　時　**2019年６月21日（金曜日）午前10時**（受付開始：午前９時）

2 場　　所　東京都千代田区平河町二丁目６番４号
海運クラブ（海運ビル）２階ホール
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

・株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。

3 目的事項

報告事項
1．第99期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第99期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）承認の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2．株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載いたします。
3．本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面に記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表も含まれております。
4．本株主総会は、当日会場での投票による採決を予定しております。その場合、集計の都合上45分程度（前後する可能性があります。）の休憩をとることになりますので、あらかじめご了承下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類
　　金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式1株につき金1.72円 総額42,780,239円
　　（年間配当金は、１株につき中間配当金６円を含め、合計7.72円となります。）

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2019年６月24日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	乾（いぬい）　康之（やすゆき）	代表取締役社長	再任
2	乾（いぬい）　隆志（たかし）	取締役専務執行役員	再任
3	苦瀬（くせ）　博仁（ひろひと）	社外取締役	再任　社外　独立役員
4	川﨑（かわさき）　清隆（きよたか）	社外取締役	再任　社外　独立役員
5	神林（かんばやし）　伸光（のぶみつ）	社外取締役	再任　社外　独立役員

候補者番号１

乾（いぬい）　康之（やすゆき）　（1968年12月５日生）

再任

所有する当社株式の数
45,911株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年４月　当社入社
2006年２月　同常務取締役不動産本部長兼物流本部企画部長
2007年12月　同常務取締役管理本部社長室長
2008年２月　同代表取締役専務取締役
2008年12月　同代表取締役社長
2013年５月　同代表取締役社長物流事業部門担当
2015年４月　同代表取締役社長コーポレート部門担当
2016年４月　同代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

不動産事業部門、倉庫事業部門、管理部門等の担当役員等を務め、2008年12月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、当社及び当社グループの事業に関する豊富な業務経験と経営全般及び管理運営業務に関する知見を有していることから引き続き取締役候補者としております。

候補者番号２

乾（いぬい）　隆志（たかし）　（1970年12月20日生）

再任

所有する当社株式の数
61,049株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年８月　旧乾汽船株式会社入社
2007年８月　株式会社商船三井出向
2012年６月　旧乾汽船株式会社取締役経営管理部長
2014年６月　同代表取締役社長
2014年10月　当社取締役専務執行役員海運事業部門担当
2016年４月　同取締役専務執行役員（現任）
2017年３月　イヌイ運送株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

イヌイ運送株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

旧乾汽船株式会社経営管理部長及び代表取締役社長を務め、2014年10月より取締役専務執行役員として当社の経営を担っており、当社及び当社グループの事業に関する豊富な業務経験と経営全般、海運事業及び管理運営業務に関する知見を有していることから引き続き取締役候補者としております。

候補者番号３

苦瀬 博仁（くせ ひろひと）　（1951年３月１日生）

再任　社外　独立役員

所有する当社株式の数
969株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1986年４月　東京商船大学（現東京海洋大学）商船学部船舶運航研究施設助教授
1994年10月　同商船学部流通情報工学課程教授
2003年10月　東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授（大学統合による）
2009年４月　同理事・副学長
2011年９月　日本物流学会会長
2012年６月　当社社外取締役（現任）
2014年４月　流通経済大学流通情報学部教授（現任）

重要な兼職の状況
流通経済大学流通情報学部教授

社外取締役候補者とした理由
ロジスティクスシステム等の専門領域をはじめ当社事業活動について広範囲にわたる深い知見を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号４

川﨑 清隆（かわさき きよたか）　（1965年11月26日生）

再任　社外　独立役員

所有する当社株式の数
969株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1991年４月　弁護士登録
　御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所
2000年１月　同事務所パートナー
2002年12月　弁護士法人御堂筋法律事務所社員（現任）
2006年６月　株式会社ワールド社外取締役
2014年10月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況
弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所社員）

社外取締役候補者とした理由
弁護士としての専門的な見識を当社の経営に活かし、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号５

神林伸光（かんばやし のぶみつ）（1948年５月28日生）

再任　社外　独立役員

所有する当社株式の数
969株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年４月　川崎重工業株式会社入社
1998年４月　同船舶事業本部営業本部商船営業部長
2008年４月　同常務執行役員営業推進本部長兼株式会社川崎造船取締役副社長
2010年４月　株式会社川崎造船代表取締役社長
　　兼川崎重工業株式会社常務取締役（非常勤）
2010年10月　川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役
　　船舶海洋カンパニープレジデント
2013年６月　同特別顧問
2015年６月　一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長（現任）
2016年３月　東海カーボン株式会社社外取締役（現任）
2017年６月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長
東海カーボン株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

海運業界及び造船業界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．苦瀬博仁、川﨑清隆、神林伸光の３氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、苦瀬博仁、川﨑清隆、神林伸光の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３．苦瀬博仁氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって７年となります。
４．川﨑清隆氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって４年９ヶ月となります。
５．神林伸光氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
６．社外取締役との責任限定契約について
苦瀬博仁、川﨑清隆、神林伸光の３氏は、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しており、苦瀬博仁、川﨑清隆、神林伸光の３氏の選任が承認された場合、３氏との当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役尾﨑輝郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

山田（やまだ）治彦（はるひこ）　（1956年9月27日生）

新任　社外　独立役員

所有する当社株式の数

―

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年９月　東京商科学院講師
1982年２月　監査法人井上達雄会計事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所
1991年９月　井上斎藤英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員
1993年10月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員
2003年７月　有限責任あずさ監査法人代表社員（現パートナー）（現任）（2019年６月退任予定）
2013年７月　日本公認会計士協会副会長（現任）（2019年７月退任予定）
2013年７月　一般財団法人会計教育研修機構理事（現任）
2016年７月　公益財団法人財務会計基準機構理事（現任）

重要な兼職の状況

有限責任あずさ監査法人　パートナー
日本公認会計士協会　副会長
一般財団法人会計教育研修機構　理事
公益財団法人財務会計基準機構　理事

社外監査役候補者とした理由

山田治彦氏は、公認会計士としての専門的な見識を当社の経営に活かし、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．山田治彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．山田治彦氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
３．社外監査役との責任限定契約について
山田治彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第42条の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）承認の件

当社は、2019年５月14日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2））として、2019年６月21日開催予定の当社第99回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様よりご承認をいただくことを条件として、以下の当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。なお、本プランの導入につきましては、上記取締役会において、社外取締役３名を含む当社取締役全員の賛成により承認されるとともに、社外監査役２名を含む当社監査役全員が出席し、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見が表明されております。

また、本定時株主総会において、本プランの導入につきご承認いただいた場合の本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結時から2022年６月開催予定の第102回定時株主総会の終結時までとします。

つきましては、株主の皆様に本プランの導入についてのご承認をお願いするものであります。

【ご参考】本プラン主要項目の内容

項目	内容	該当箇所
対象となる大規模買付行為等	株式等保有割合が30%以上となる買付け等	Ⅲ－2
導入の決定・ 対抗措置発動の決定	株主総会を開催し、株主の皆様の承認を得られた場合に限定	Ⅲ－3,6
独立委員会の構成	独立社外取締役及び独立社外監査役より選任（3名以上）	Ⅲ－3
大規模買付者等に対する必要情報の提供要請期間	最長60日間	Ⅲ－4
取締役会評価・検討期間	①最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合） ②最長90日間（その他の方法による大規模買付行為等の場合）	Ⅲ－5
取締役会の判断要件の明確化	①いわゆる東京高裁四類型 ②強圧的二段階買収 ※対抗措置発動の決定は、株主総会を開催し株主の皆様の承認を得られた場合に限定	Ⅲ－6
対抗措置の内容	新株予約権無償割当て	Ⅲ－6
有効期間	3年	Ⅲ－8
廃止・変更の決定機関	・株主総会決議により廃止・変更可能 ・取締役会決議により廃止可能	Ⅲ－8
無償割当てにおける新株予約権1個当たりの目的である株式の数	1株	別紙5 第1項
大規模買付者等が保有する新株予約権の対価として金銭を交付する旨の取得条項	左記内容の取得条項を設けることは想定しておりません。	別紙5 第7項

上記の表は、株主の皆様へのご説明のため、本プランの主要項目の要約を一覧にしたものです。本プランの正確な内容は、以下の本文をご参照ください。

Ⅰ　当社の経営権を有すべき者の在り方に関する基本方針
（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は、当社の経営権を有すべき者は、株主の皆様を含むステークホルダーとの調和を重んじ、株主の責任ある投資に適う事業活動を通じて、永続的な企業価値向上を目指す者であると考えております。そして、経営権を有する者かどうかの信任は、株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在するなど、当社は、そのような当社株式の大規模買付けを行う者については、当社の経営権を有すべき者として不適切であると考えております。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられますが、それらの大規模買付けに対して有効に対抗することは必ずしも容易ではありません。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続きを定め、また、大規模買付けを行おうとする者にその遵守を要求することで、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ　基本方針の実現に関する取組み

１．当社の企業理念及び企業価値の源泉

当社は、創業の祖を同一とする外航海運事業を営む旧乾汽船株式会社と倉庫事業・不動産事業を営む旧イヌイ倉庫株式会社が、2014年10月に経営統合したことにより誕生いたしました。旧乾汽船株式会社は1949年神戸証券取引所に、旧イヌイ倉庫株式会社は1961年東京証券取引所市場第二部に上場して以来、社会の公器として永続してまいりました。以降、様々な環境変化があり、都度、業態業容には若干の変化がございましたが、社会の一員として広く株主の皆様を含むステークホルダーのご愛顧により今日の当社があります。

運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫事業及び不動産事業という３つの事業セグメントを適切に組み合わせることにより、単一事業の変動から影響を受けにくい可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業基盤を支え、競争力の源としていくことが、当社のユニークさであり、今も今後も経営の差別化戦略の源泉と考えております。

当社は、経営の基本方針として以下の3点を定めております。

①資産の力を事業の力に
勝どきの不動産施設は収益力と資金調達力に優れた資産です。中長期的な視点で、景気波動の異なる船舶、倉庫の資産を組み合わせます。単一事業の変動から影響を受けにくい、可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業の基盤を支え、競争力の源としていきます。

②カイゼンは宝
環境変化への即応は難しいですが、PDCAサイクルを前提とした当社のカイゼンは、ムリなく、ムラをならし、ムダを取ってきた実績があり、企業文化として育ちつつあります。倉庫内から始まったカイゼンは、オフィスを経て、船の上にも広げていきます。

③「らしさ」の追求
経営統合により混ざり合った企業文化は、内外環境の激変に晒され、多くの独自性を含む「らしさ」へ向かっています。３つの事業領域、２つの企業文化、１つの会社の「らしさ」は、差別化の源泉であり、我らの存在意義です。

上記のとおり、当社は、長期的な視点にたって上記経営の基本方針を着実に遂行していくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

２．中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

上記経営の基本方針の遂行にあたり、当社は、2017年度から2019年度までを対象年度とする中期経営計画を策定・公表し、同計画に基づき、以下のとおり３つの事業領域とコーポレート部門の充実に向けた各種施策に取り組んでおります。詳細につきましては、2017年2月13日付にて公表しております「はじめての中期経営計画～今を生きる、明日を生きる～」[1]をご参照ください。

①外航海運事業　　：OWN主義への緩やかなシフト
②倉庫・運送事業　：「カイゼン」の継続
③不動産事業　　：勝どきをより良い街に
④コーポレート部門：コーポレートガバナンスの強化、新しい働き方（組織・人事・雇用）、
　　ファイナンスの考え方

３．コーポレートガバナンスに関する取組み

当社は、コーポレートガバナンス体制の構築にあたり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、監査役制度を基礎として、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、透明性の高い簡素でムダのない体制を前提とし、取締役５名のうち３名を経営陣から独立した社外取締役としております。このような体制とする最大の理由は、執行部門における濃密なコミュニケーションとそれによる経営の意思決定の迅速性であり、その体制故に経営判断が拙速となる可能性を回避することを意図しております。

[1]　https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/ir_material3/66170/00.pdf

さらに、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を新たに設置し、取締役・監査役の選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針及び内容等を審議・決定し、取締役会へ答申するなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築に努めております。

≪ご参考・当社コーポレートガバナンス体制の模式図≫

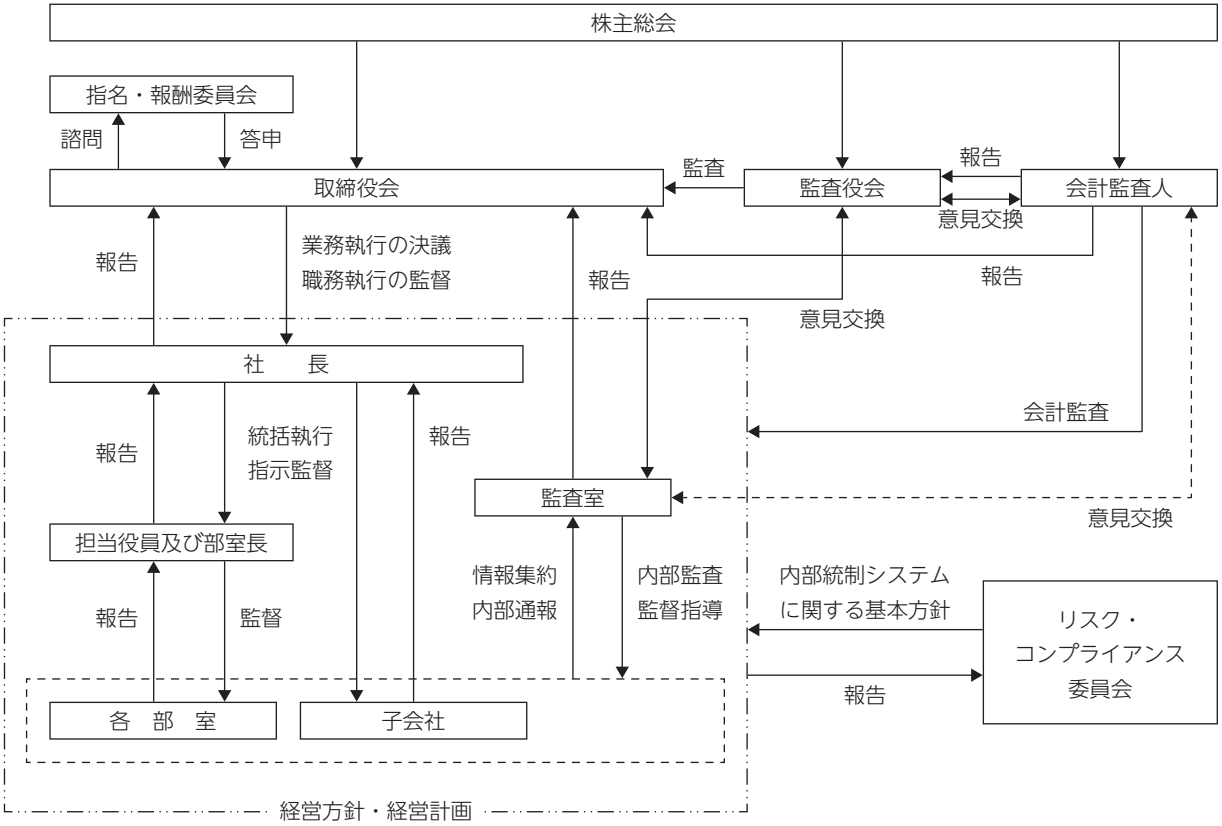

Ⅲ　本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

１．本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰの当社の経営権を有すべき者の在り方に関する基本方針に沿って、本プランを導入いたします。

当社は、上記Ⅱ１．に記載のとおり、外航海運事業を営む旧乾汽船株式会社と倉庫事業・不動産事業を営む旧イヌイ倉庫株式会社が、2014年10月に経営統合したことにより誕生いたしました。当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るため、運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫事業・不動産事業という３つの事業セグメントを適切に組み合わせることにより、単一事業の変動から影響を受けにくい可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業基盤を支え、競争力の源としていくことが、当社のユニークさであり、今も今後も経営の差別化戦略の源泉と考えております。そして、このような経営の基本方針を達成するためには、これらの事業特性を踏まえた中長期的な視点にたつ事業戦略の下で、各施策を遂行することが必要不可欠と考えております。

勿論、当社は、当社株式の大規模買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記Ⅰの当社の経営権を有すべき者の在り方に関する基本方針に定めるとおり、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在するなど、当社は、そのような当社株式の大規模買付けを行う者については、当社の経営権を有すべき者として不適切であると考えております。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、対象会社の企業価値ひい

ては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも見受けられます。

当社は、株主の皆様が大規模買付けを行う者の提案に応じるか否かなど、どのように大規模買付けに対応されるかは、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を与えることとなる経営権を有すべき者に関することであるため、株主の皆様が適切にご判断されるためには、大規模買付けを行う者から一方的に提供される情報だけでなく、現に当社の経営を担っている取締役会から提供される情報も踏まえて、双方からの十分な情報に基づき、十分な熟慮期間が確保された上でご判断されることが必要不可欠であると考えております。さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付けについての反対意見の表明や大規模買付けの提案に対する代替案を提示しますが、株主の皆様が、大規模買付けを行う者の提案に応じるか否かなど、どのように大規模買付けに対応されるかをご判断されるにあたっては、これらの当社取締役会による意見や代替案についても、株主の皆様にご考慮いただくことになります。当社は、そのための検討の期間も必要と考えます。

これらの事情を勘案し、当社としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるためには、当社株式の大規模買付けが一定の合理的な手続きに従って行われるよう、当社株式の大規模買付けが行われる場合における情報提供等に関する一定の手続きを設定するとともに、上記Ⅰの基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが必要と考え、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することといたしました。

また、当社は、2014年10月に旧乾汽船株式会社と旧イヌイ倉庫株式会社が経営統合する以前に、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議しておりますが（2007年11月12日開催の当社取締役会で当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入を決議し、2008年2月28日開催の当社第87回定時株主総会において旧プランの導入を決議しております。）、金融商品取引法の改正による公開買付制度の整備をもって、その時点においては旧プランを導入した目的が一定程度担保される状況にあったと判断して、2010年6月25日開催の当社第90回定時株主総会終結の時をもって旧プランを継続しないことといたしました。しかしなが

ら、現在の公開買付制度だけでは、株主の皆様に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るために必要な情報の提供と熟慮の機会が十分に提供されないおそれがあり、また、現在の公開買付制度では原則として市場内の買付けは適用対象とならないなどの理由から、大規模買付行為への対応策として本プランを導入することを決定いたしました。

なお、2019年3月末日現在における当社の大株主の状況は、別紙１「当社の大株主の状況」のとおりであり、現時点において、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式の大規模買付けを行う旨の通告または提案等を受けている事実はありません。

２．本プランの対象となる当社株式の買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が予め同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

①当社が発行者である株式等[2]について、保有者[3]及びその共同保有者[4]の株式等保有割合[5]が、30%以上となる買付け等
②当社が発行者である株式等[6]について、公開買付け[7]を行う者の株式等所有割合[8]及びその特別関係者[9]の株式等所有割合の合計が30%以上となる公開買付け

[2] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下、別段の定めがない限り同じとします。
[3] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、同じとします。
[4] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
[5] 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下、同じとします。
[6] 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。
[7] 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下、同じとします。
[8] 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下、同じとします。
[9] 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」を意味するものとします。以下、同じとします。

また、本プランは、本プランの導入について株主の皆様にご承認いただく本定時株主総会の終結時点（以下「本プラン導入時点」といいます。）までの期間に買付け等（公開買付けを含みます。以下、同じとします。）が行われることによって、本プラン導入時点において上記①の株式等保有割合または上記②の株式等所有割合が30%以上となっている場合（この場合を以下「導入時大規模買付状態」といい、大規模買付行為及び導入時大規模買付状態を生じさせた買付け等を総称して、「大規模買付行為等」といいます。）についても適用対象とします。

大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）及び導入時大規模買付状態を生じさせた買付け等を行った者（以下「導入時大規模買付者」といい、大規模買付者及び導入時大規模買付者を総称して「大規模買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従うものとし、本プランに従い当社取締役会が対抗措置の不発動を決議するまでの間、大規模買付者は大規模買付行為を、導入時大規模買付者は新たな買付け等を、それぞれ開始してはならないものとします。

3．独立委員会の設置及び株主意思の確認

当社取締役会は、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、その判断の客観性及び合理性を担保することを目的として、独立委員会を設置いたします（独立委員会規程の概要につきましては、別紙３をご参照ください。）。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から選任します（本プラン導入時点における委員の略歴につきましては、別紙４をご参照ください。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討を行った上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することの是非についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非について判断することとします。なお、独立委員会の勧告の内容については、その概要を適時適切に公表することとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動の決定に関し、必ず株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認するものとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

４．大規模買付者等による必要情報の提供

大規模買付者等には、所定の時期までに（具体的には、大規模買付者は大規模買付行為を開始する前に、導入時大規模買付者は本プラン導入時点の翌営業日から起算して5営業日以内に）、当社宛に、大規模買付者等の氏名または名称、住所または本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為等によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続きを遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。なお、意向表明書のほか、下記に定める必要情報その他の本プランに従って大規模買付者等と当社の間でやりとりされる全ての書面、メール、ファクシミリ等における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、大規模買付者等から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者等に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者等の大規模買付行為等の内容を検討するために必要と考える情報（以下「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、必要情報リストの内容に照らして、大規模買付者等から提供された情報が十分ではないと認めた場合、適宜合理的な期限を定めた上で、大規模買付者等に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。必要情報の追加提供の要求は、必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日（以下「最終回答期限日」といいます。）は、必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、大規模買付者等が必要情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（但し、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

当社取締役会は、大規模買付者等から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、提供された必要情報の全部または一部を開示します。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者等の属性、大規模買付行為等の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

①大規模買付者等及びそのグループの概要（名称、資本関係、役職者の経歴・経験、財務内容等）
②大規模買付行為等によって達成しようとする目的
③大規模買付行為等の方法及び内容
④買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
⑤大規模買付行為完了後または導入時大規模買付状態のもとで実施を予定する当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
⑥大規模買付行為完了後または導入時大規模買付状態のもとにおける当社の株主（大規模買付者等を除く。）、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針
⑦大規模買付行為完了後または導入時大規模買付状態のもとで実施を予定する当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
⑧反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問わない。）及び関連性が存在する場合にはその内容
⑨大規模買付行為等のために投下した資本の回収方針

5．取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、大規模買付者等が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日または最終回答期限日のうちいずれか早い日が到来した後、大規模買付者が行う大規模買付行為の方法が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の方法による大規模買付行為等の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以

下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。
　取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価･検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、当該評価・検討の内容等を含め公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者等との間で大規模買付行為等に関する条件について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

６．大規模買付行為等がなされた場合の対応方針

（1）大規模買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

　大規模買付者等が本プランに定める手続きを遵守する場合には、当社取締役会は、必要に応じて、当該大規模買付行為等についての反対意見の表明や大規模買付行為の提案に対する代替案を提示することにより株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為等に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者等の買付提案に応じるか否かなど、大規模買付行為等にどのように対応するかは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該大規模買付行為等に対する意見や代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。
　但し、大規模買付者等が本プランに定める手続きを遵守する場合であっても、独立委員会の勧告を踏まえ、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が合理的な根拠をもって判断した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保または向上のために、速やかに株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。そして、株主総会において対抗措置の発動について株主の皆様のご承認をいただいた場合に限り、改めて取締役会を開催し、その決議に基づき新株予約権無償割当てによる対抗措置（別紙５をご参照ください。）を発動します。なお、以下の①から⑤のいずれかに該当すると合理的な根拠をもって判断できる場合には、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断するものとします。

対抗措置の発動は、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断できる場合に限って行うものであり、以下の①から⑤のいずれかに形式的に該当することのみをもって発動するものではありません。

①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付けを行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者等やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付けを行っている場合
③会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付けを行っている場合
④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買付けを行っている場合
⑤大規模買付者等の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

（2）大規模買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者等が、本プランに定める手続きを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保または向上のために、速やかに株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。そして、株主総会において対抗措置の発動について株主の皆様のご承認をいただいた場合に限り、改めて取締役会を開催し、その決議に基づき上記（1）で述べた対抗措置を発動します。

（3）対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者等が大規模買付行為等の撤回、変更または導入時大規模買付状態の解消措置を行った場合等対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。対抗措置としての新株予約権を無償割当てについて、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者等が大規模買付行為等の撤回、変更または導入時大規模買付状態の解消措置を行う等対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当てを行う日（以下「割当期日」といいます。）の前日までの間は、当該新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、新株予約権の無償割当の割当期日後においては、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従い、適時適切に開示いたします。

7．本プランが株主・投資家に与える影響等

（1）本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為等にどのような対応をとるかを判断するために、必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供を受ける機会及び株主の皆様が大規模買付行為の提案に対する代替案の提示を受ける機会を確保すること等を目的としております。当社取締役会の大規模買付行為等に関する意見や大規模買付行為の提案に対する代替案等については、その決定に至った取締役会の評価・検討等の内容も含めて公表いたします。

これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為等にどのような対応をとるかについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることにつながるものと考えます。従いまして、本プランに定める手続きは、株主及び投資家の皆様が

適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記６において述べたとおり、大規模買付者等が本プランに定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者等の動向にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会が上記６に記載した具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等を含む特定株主グループ（別紙５の第6項において定めるものをいいます。以下、同じとします。）以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置が発動され、新株予約権の無償割当てが行われる場合には、無償割当ての対象となる株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割り当てられることとなります。その後、当社が、新株予約権の取得と引換えに新株予約権者に対して当社株式を交付する内容の取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等を含む特定株主グループ以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置発動の停止等を決定し、当社が新株予約権の無償割当ての中止または割り当てた新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等を含む特定株主グループについては、本プランに定める手続きを遵守しない場合や、本プランに定める手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者等が本プランに定める手続きに違反することがないように予め注意を喚起するものです。

（3）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置が発動され、新株予約権の無償割当てが行われる場合には、無償割当てを受ける株主の皆様は引受けの申込みを要することなく割当期日に新株予約権の割当てを受け、また、当社が、新株予約権の取得と引換えに新株予約権者に対して当社株式を交付する内容の取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合、当社は新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等を含む特定株主グループではないこと等を誓約していただくため、当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に基づき、適時適切にその旨について開示します。

８．本プランの有効期間、廃止・変更

本プランは、本定時株主総会でのご承認をもって同日より発効することとし、有効期間は、本定時株主総会の終結時から2022年6月開催予定の第102回定時株主総会の終結時までとします。

また、本プランは、本定時株主総会において導入につきご承認いただき、発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から、随時見直しを行い、株主総会でご承認をいただいた上で、本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会が本プランについて廃止・変更等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、法令、裁判例、ガイドライン、金融商品取引所規則等の新設または改廃を踏まえて本プランを修正し、または変更することが適切と判断する場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切と判断する場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

Ⅳ　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合いたし、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日より適用している「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5　いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲの1にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等にどのような対応をとるかを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が大規模買付行為の提案に対する代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

（3）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

（4）株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会でのご承認をもって同日より発効することとしており、本定時株主総会にて本プランについて株主の皆様の意思を問う予定であることから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン導入後、有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されることになり、株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

加えて、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の決定に関し、必ず株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することとしており、対抗措置を発動するか否かの判断に関しても株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

（5）デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲの８にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

（別紙１）

当社の大株主の状況

2019年３月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（%）
アルファレオホールディングス合同会社	6,246,700	25.12
東京海上日動火災保険株式会社	1,283,126	5.16
松岡冷蔵株式会社	962,927	3.87
乾　民治	902,607	3.63
株式会社三井住友銀行	848,000	3.41
乾　英文	698,150	2.81
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	680,000	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	661,400	2.66
みずほ信託銀行株式会社	501,500	2.02
乾光海運株式会社	496,700	2.00

※当社は自己株式（1,200,728株）を保有しておりますが、上記大株主の記載からは除いております。
　また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以　上

（別紙２）

本プランについてのフローチャート

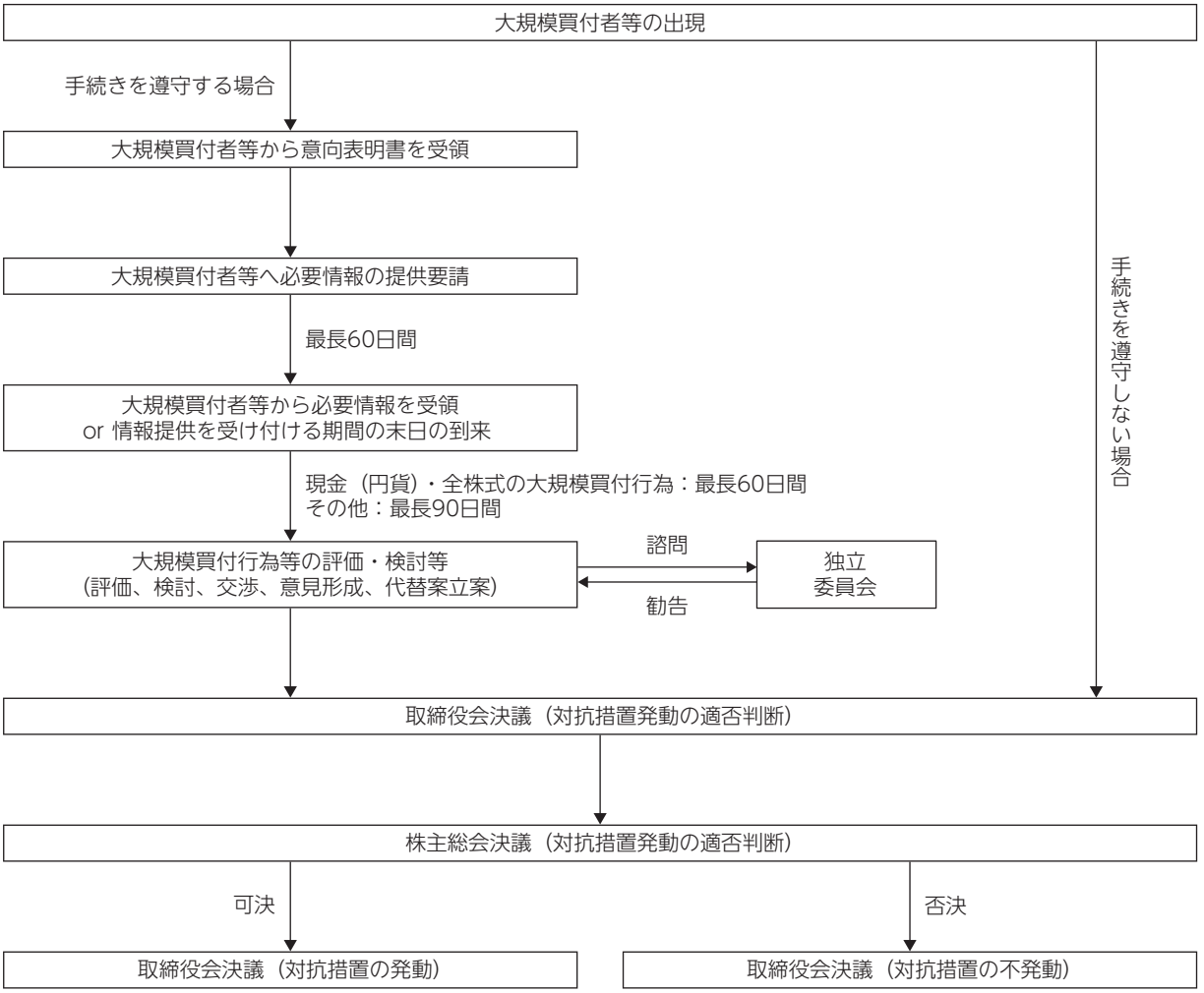

※　本フローチャートは、あくまで本プランに対する理解に資することのみを目的に参考として作成しており、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。本プランの詳細については、本文をご参照ください。

以　上

（別紙３）

独立委員会規程の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。

・独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。

・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。

・独立委員会は、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部の専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。

・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以　上

（別紙４）

独立委員会の委員の略歴

本プラン導入時の独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

苫瀬　博仁（くせ　ひろひと）
【略歴】
1951年　3月１日生
1986年　4月　東京商船大学（現東京海洋大学）商船学部船舶運航研究施設助教授
1994年10月　同商船学部流通情報工学課程教授
2003年10月　東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授（大学統合による）
2009年　4月　同理事・副学長
2011年　9月　日本物流学会会長
2012年　6月　当社社外取締役（現任）
2014年　4月　流通経済大学流通情報学部教授（現任）

苫瀬　博仁氏は、現在、会社法第２条第15号に規定される当社の社外取締役であり、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

川﨑　清隆（かわさき　きよたか）
【略歴】
1965年11月26日生
1991年　4月　弁護士登録
御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所
2000年　1月　同事務所パートナー
2002年12月　弁護士法人御堂筋法律事務所社員（現任）
2006年　6月　株式会社ワールド社外取締役
2014年10月　当社社外取締役（現任）

川﨑　清隆氏は、現在、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役であり、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

神林　伸光（かんばやし　のぶみつ）
【略歴】
1948年 5月28日生
1971年 4月　川崎重工業株式会社入社
1998年 4月　同船舶事業本部営業本部商船営業部長
2008年 4月　同常務執行役員営業推進本部長兼株式会社川崎造船取締役副社長
2010年 4月　株式会社川崎造船代表取締役社長兼川崎重工業株式会社常務取締役（非常勤）
2010年10月　川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役　船舶海洋カンパニープレジデント
2013年 6月　同特別顧問
2015年 6月　一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長（現任）
2016年 3月　東海カーボン株式会社社外取締役（現任）
2017年 6月　当社社外取締役（現任）

神林　伸光氏は、現在、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役であり、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。
また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

（別紙５）

新株予約権無償割当ての概要

1.新株予約権無償割当ての対象となる株主及び発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合その他当社取締役会が合理的に必要と判断する場合は、所要の調整を行うものとする。

3.割り当てる新株予約権の総数
割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権無償割当てを行うことがある。

4.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は１円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会は、新株予約権の取得と引換えに新株予約権者に対して当社株式を交付する内容の取得条項を付した新株予約権を取得することを決定した場合には、行使額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の対価として、株主に当社株式を交付することがある。

5.新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6.新株予約権の行使条件
大規模買付者等を含む特定株主グループに属する者（大規模買付者等の共同保有者及び特別関係者を含み、詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。但し、予め当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。

7.新株予約権の行使期間等

新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日（割当期日）、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

取得条項については、①上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨や、②当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することができる旨の条項を定めることがある。なお、上記①の取得条項を設ける場合において、上記６.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することができる旨の取得条項を併せて設けることは想定していない。

以　上

事業報告（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

以下の事業の経過及び成果に関する説明については、（5）財産及び損益の状況の（注）3（本招集通知39頁）に記載のとおり、組替え後の前連結会計年度の連結計算書類の数値を用いて説明しております。

当連結会計年度における当社グループの業績は、外航海運事業におけるスモールハンディ船市況の回復等により、売上高は前期比2,434百万円増収（+11.8%）の23,008百万円、営業利益は前期比422百万円減益の396百万円、経常損益は前期比806百万円減益の51百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1,180百万円減益の639百万円となりました。

当社グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

①外航海運事業（ロジスティクス）

外航海運事業におけるスモールハンディ船市況は緩やかな回復基調にありますが、米中貿易摩擦等の影響もあり、昨年10月以降、軟調に推移しております。

このような状況下、当社グループの外航海運事業におきましては、売上高は前期比2,169百万円増収（+18.5%）の13,884百万円、セグメント損益は入渠隻数の増加やバラスト水処理装置の設置に係る修繕費の増加等により、前期比335百万円減少し、1,196百万円の損失となりました。

②倉庫・運送事業（ロジスティクス）

物流業界におきましては、貨物保管残高及び貨物取扱量は前期をやや上回る水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの倉庫・運送事業におきましては、倉庫事業における既存荷主の貨物取扱高の増加や新規荷主の獲得、連結子会社であるイヌイ運送株式会社の引越し取扱高の増加等により、売上高は前期比231百万円増収（+5.4%）の4,490百万円、セグメント利益は前期比31百万円増益（+177.1%）の48百万円となりました。

③不動産事業

都心部の賃貸オフィスビル市況は空室率は低水準で推移しており、賃料水準も小幅な上昇が続いております。また、東京23区の賃貸マンション市況は前期をやや下回る水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの不動産事業におきましては、既存賃貸物件の安定した高稼働により、売上高は前期比33百万円増収（+0.7%）の4,633百万円、セグメント利益は修繕費の増加等により前期比135百万円減益（△5.5%）の2,355百万円となりました。

事業セグメント別売上高

事業の種類別セグメントの名称	売上高	
	金額（百万円）	構成比（%）
外航海運事業	13,884	60.4
倉庫・運送事業	4,490	19.5
不動産事業	4,633	20.1
合　計	23,008	100.0

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は6,644百万円であります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備
外航海運事業において、新造船舶１隻及び中古船舶１隻に対し、当連結会計年度中に4,363百万円投資しております。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充、改修
外航海運事業において、建造中の船舶が３隻あります。
倉庫・運送事業において、建設中の文書保管倉庫が１棟あります。
不動産事業において、大規模修繕工事を行っている不動産が１棟あります。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
倉庫・運送事業において、立ち退きにより一部倉庫を解体・撤去しております。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

（4）対処すべき課題

当社は、2017年2月に中期経営計画「はじめての中期経営計画～今を生きる、明日を生きる～」（計画期間：2017年４月～2020年３月）を策定しました。当中期経営計画では、①資産の力を事業の力に、②カイゼンは宝、③「らしさ」の追求、という３つの経営の基本方針を定め、不況を乗り切り成長するための自助努力を推進してまいります。

重点目標

①ＲＯＥ５％～８％

市況安定時に５％超となる構造へ　好況時は８％超を臨みます。

②配当

・基本は、従来どおり「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」方針とします。
・海運業の収益ボラティリティは大きく、従前の安定配当に拘ることは、経営基盤の毀損につながると判断します。
・業績に応じて、良いとき、悪いときの判断基準を定め、「悪いとき」には減配もありますが、無配を前提にはしません。
・また、「良いとき」には配当性向の累進による増配を提案してまいりたいと考えます。

「中期経営計画」については、当社ウェブサイトの補足説明資料も併せてご参照ください。
(http://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html)

また、当社の配当政策につきましては、６．会社の体制及び方針（４）剰余金の配当等の決定に関する方針（本招集通知55頁）も併せてご参照ください。

（5）財産及び損益の状況

		第96期 2016年３月期	第97期 2017年３月期	第98期 2018年３月期	第99期 2019年３月期 （当連結会計年度）
売上高	（百万円）	20,665	17,889	20,574	23,008
営業利益又は営業損失（△）	（百万円）	△3,538	△2,179	818	396
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	△4,398	△2,346	755	△51
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	（百万円）	△14,234	△880	1,820	639
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△567.88	△35.12	73.11	25.72
総資産	（百万円）	50,804	48,226	48,412	52,391
純資産	（百万円）	20,036	18,527	19,880	19,727
１株当たり純資産	（円）	799.34	739.15	800.31	793.14

（注）１．１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（2018年３月26日　2018年法務省令第５号）を当連結会計年度から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

３．外航海運事業における船舶賃借に伴い発生する「船舶燃料受渡精算金」について、従来、「営業外収益」又は「営業外費用」に計上しておりましたが、当連結会計年度より、「営業外収益」の「船舶燃料受渡精算金」は「売上高」に、「営業外費用」の「船舶燃料受渡精算金」は「売上原価」に計上する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の営業利益の金額について組替えを行っております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	議決権比率（%）	主要な事業内容
DELICA SHIPPING S.A.	3	100.0	船舶の所有及び貸渡業
INUI SHIPPING（SINGAPORE）PTE.LTD.	3,303	100.0	船舶の所有、貸渡及び運航事業
イヌイ運送株式会社	385	100.0	一般貨物運送
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	20	100.0	荷役作業請負、貨物運送

（注）1.当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2.INUI SHIPPING（SINGAPORE）PTE.LTD.は、2017年11月９日開催の取締役会において、解散及び清算を決議しており、同社の2019年５月22日開催の株主総会において、残余財産の分配が決議されております。現地法令等に基づく手続きが完了次第、清算結了となる予定です。
3.東京エースボウル株式会社は2018年12月10日付で清算結了いたしました。

（7）企業集団の主要な事業セグメント

①外航海運事業（ロジスティクス）

船舶の自社運航による貨物輸送、船舶貸渡業

②倉庫・運送事業（ロジスティクス）

倉庫、荷役、貨物運送

③不動産事業

施設賃貸

（8）企業集団の主要拠点等

① 当社

名称	事業拠点
本社	東京都中央区
マンション・オフィスビル等	東京都：６件　　神奈川県：１件
倉庫・文書センター	東京都：５事業所　茨城県　：１事業所　埼玉県：１事業所 千葉県：４事業所　神奈川県：２事業所

② 子会社

会社名		事業拠点
DELICA SHIPPING S.A.	（本社　パナマ共和国）	パナマ共和国：１事業所
INUI SHIPPING（SINGAPORE）PTE.LTD.	（本社　シンガポール共和国）	シンガポール共和国：１事業所
イヌイ運送株式会社	（本社　東京都江東区）	東京都：４事業所 その他：３事業所
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	（本社　東京都中央区）	東京都：４事業所 その他：６事業所

（9）事業の用に供する船舶の状況

	船名	船種	総トン数	重量トン数
子会社	KEN SAN 他 計　　22隻	貨物船	444,580トン	720,773K/T
用　船	計　　6隻	貨物船	144,582トン	249,055K/T
合　計	28隻		589,162トン	969,828K/T

（10）企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
167名	7名減

（注）使用人数は就業人員であります。

（11）主要な借入先の状況

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	15,238
株式会社みずほ銀行	4,847
株式会社愛媛銀行	1,937
株式会社三菱UFJ銀行	1,500
株式会社イオン銀行	960

（12）その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　70,000,000株
（2）発行済株式の総数　24,872,232株
（自己株式1,200,728株を除く）
（3）株主数　7,055名
（4）上位10名の大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
アルファレオホールディングス合同会社	6,246	25.12
東京海上日動火災保険株式会社	1,283	5.16
松岡冷蔵株式会社	962	3.87
乾　民治	902	3.63
株式会社三井住友銀行	848	3.41
乾　英文	698	2.81
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	680	2.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	661	2.66
みずほ信託銀行株式会社	501	2.02
乾光海運株式会社	496	2.00

（注）持株比率は当社が保有する自己株式（1,200,728株）を控除して計算しております。

3　会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4　会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	乾　　康之	
取締役専務執行役員	乾　　隆志	イヌイ運送株式会社代表取締役社長
取締役	苦瀬博仁	流通経済大学流通情報学部教授
取締役	川﨑清隆	弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所社員）
取締役	神林伸光	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長 東海カーボン株式会社社外取締役
常勤監査役	加島昭久	
監査役	田中正人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事
監査役	尾﨑輝郎	尾﨑輝郎公認会計士事務所所長 オリックス不動産投資法人執行役員 株式会社バロックジャパンリミテッド監査役

（注）1．苦瀬博仁、川﨑清隆、神林伸光の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．田中正人、尾﨑輝郎の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．取締役苦瀬博仁、取締役川﨑清隆、取締役神林伸光、監査役田中正人の４氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4．2018年6月22日開催の第98回定時株主総会において、新たに加島昭久氏が監査役として選任され就任いたしました。
5．監査役尾﨑輝郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．当事業年度中に次のとおり監査役の異動がありました。
【任期満了による退任】（2018年６月22日付）

地位	氏名
常勤監査役	高　橋　幸　一　郎

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額を責任の限度としております。

（3）取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給金額
取　締　役 **（うち社外取締役）**	5名 （3名）	140百万円 （24百万円）
監　査　役 **（うち社外監査役）**	4名 （3名）	26百万円 （15百万円）
合　計	9名	166百万円

（注）1．取締役の報酬等の額は、2008年２月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
また別枠で2018年６月22日開催の第98回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額60百万円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬等の額は、2007年２月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
3．取締役の支給金額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、32百万円が含まれています。
4．上記のほか、2009年２月26日開催の第88回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役１名に対し７百万円あります。

（4）社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	苦瀬博仁	流通経済大学	教授
取締役	川﨑清隆	弁護士法人御堂筋法律事務所	弁護士
取締役	神林伸光	一般財団法人日本船舶技術研究協会	理事長
		東海カーボン株式会社	社外取締役
監査役	田中正人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ	理事
監査役	尾﨑輝郎	尾﨑輝郎公認会計士事務所	所長
		オリックス不動産投資法人	執行役員
		株式会社バロックジャパンリミテッド	監査役

（注）上記兼職先と当社の間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	苦瀬博仁	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、ロジスティクスシステム等の専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役	川﨑清隆	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役	神林伸光	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、海運業界及び造船業界における長年の経験と知見から、適宜発言を行っております。
監査役	田中正人	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席するとともに、企業経営の専門家としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	尾﨑輝郎	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席するとともに、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5　会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年７月１日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（3）当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	48百万円

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、相当であると認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定するものとし、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6　会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

（ｉ）以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定

1）法令の遵守
法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

2）顧客の信頼獲得
市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

3）相互発展
公明正大な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

4）企業情報の開示
財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

5）株主・債権者の理解と支持
公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

6）役職員の連帯と自己発現への環境づくり
役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を発揮できるような環境づくりを行う。
7）個人情報等の適正な管理
個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。
8）政治・行政との関係
政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。
9）反社会的勢力及び団体への対処
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。
10）環境問題への取り組み
環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。

（ⅱ）内部監査部門として監査室を設置

（ⅲ）コンプライアンスに関する研修体制の整備

（ⅳ）監査室及び外部の法律事務所に公益通報及び相談窓口を設置

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存（保存期間を含む。）、管理（管理する部署の指定を含む。）等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。

また、情報の管理については、「ＩＴ管理規程」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また、企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月２回（月１回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については、「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおりの体制を確立しております。

（ⅰ）当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。

（ⅱ）当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

（ⅲ）子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

（ⅳ）子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うことといたします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものといたします。

監査役は、監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものといたします。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を当社グループの全役職員の行動規範として制定するとともに、乾汽船グループにおける内部統制システムの構築・運用、リスク管理、危機管理に関する基本的な事項については「乾汽船グループ内部統制規程」を定めております。これらの規定事項に則り、内部監査に関する取締役会直属の機関として監査室を設置しており、社内諸業務の遂行状況をコンプライアンスの観点、経営方針や社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から、年度監査計画に基づく監査を実施するとともに、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより、更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。

② リスク及びコンプライアンス体制について

当社では、社内取締役及び常勤監査役並びに上位職者が出席する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当社グループの事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。

③ 監査役の監査の実効性を確保する体制について

当社監査役は、当社の取締役会及び経営会議並びにその他の重要な会議に参加するほか、内部監査部門から月１回の定期報告を受ける等しており、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査の実効性を確保しております。

（3）株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の経営権を有すべき者は、株主の皆様を含むステークホルダーとの調和を重んじ、株主の責任ある投資に適う事業活動を通じて、永続的な企業価値向上を目指す者であると考えております。そして、経営権を有する者かどうかの信任は株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられます。

当社は、このような当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続きを定め、また、大規模買付者にその遵守を要求することで、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

以上の方針のもと、当社は、2019年５月14日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）の導入について決議し、発効いたしました。この際、本プランの重要性に鑑み、2019年６月21日開催の当社第99回定時株主総会の議案にすることといたしました。

なお、事業報告において記載すべき会社法施行規則第118条第３項に掲げる事項については、本プランの導入の詳細について記載している第99回定時株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類９頁から34頁（第４号議案）に記載されている内容となりますので、そちらをご参照ください。

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、業績に応じた配当を基本としつつ、業績にかかわらない一定水準の配当を安定的に維持する配当政策を行ってまいります。

基本となる考え方は、「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」です。

「良いとき」、「悪いとき」の判断基準及び「笑う」と「泣かない」の具体的な検討の指針は以下のとおりです。

・判断基準

連結当期純利益が、年間500百万円以下の場合を「悪いとき」、年間1,500百万円を超える場合を「良いとき」とします。そして基本となる配当性向の目標を30%と定めます。

「悪いとき」は、安定配当として１株当たり年間６円を目標とします。

「良いとき」は、連結当期純利益が年間1,500百万円を超える部分に対して配当性向50%の配当を目標とします。

「良くもなく、悪くもないとき」は、基本となる配当性向30%の配当を目標とします。

判断基準	連結当期純利益	配当目標計算基準
悪い	～500百万円以下	年間6円
基本	500百万円超～1,500百万円以下	連結当期純利益×配当性向30%・・・①
良い	1,500百万円超～	（連結当期純利益－1,500百万円）×配当性向50%＋①基本配当

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、2019年3月期の配当は、1株当たり年間7.72円(配当性向30%基準）を予定しております。

内部留保の使途につきましては、中長期的展望に基づき当社グループの収益基盤の強化にあててまいります。

当社は株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定により「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てとし、また、百分比につきましては表示未満端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**15,343**
現金及び預金	11,783
営業未収金	1,657
繰延及び前払費用	494
貯蔵品	847
その他	561
貸倒引当金	△0
固定資産	**37,047**
有形固定資産	**32,652**
船舶	15,290
建物及び構築物	8,769
機械装置及び運搬具	83
工具、器具及び備品	217
土地	1,187
信託建物及び信託構築物	4,036
信託土地	204
建設仮勘定	2,843
その他	19
無形固定資産	**293**
ソフトウェア	157
商標権	126
その他	9
投資その他の資産	**4,101**
投資有価証券	3,520
退職給付に係る資産	13
その他	568
貸倒引当金	△0
資産合計	**52,391**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**7,694**
営業未払金	2,043
短期借入金	2,810
1年内返済予定の長期借入金	1,793
未払費用	133
未払法人税等	82
賞与引当金	83
用船契約損失引当金	140
その他	607
固定負債	**24,970**
長期借入金	20,829
繰延税金負債	287
退職給付に係る負債	67
受入保証金	1,427
長期前受収益	545
長期割賦未払金	1,385
特別修繕引当金	295
用船契約損失引当金	26
その他	106
負債合計	**32,664**
純資産の部	
株主資本	**18,822**
資本金	**2,767**
資本剰余金	**11,627**
利益剰余金	**5,598**
自己株式	**△1,171**
その他の包括利益累計額	**904**
その他有価証券評価差額金	**447**
繰延ヘッジ損益	**16**
為替換算調整勘定	**440**
純資産合計	**19,727**
負債・純資産合計	**52,391**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**23,008**
売上原価		**21,303**
売上総利益		**1,704**
販売費及び一般管理費		**1,308**
営業利益		**396**
営業外収益		
受取利息	70	
受取配当金	78	
その他	26	**174**
営業外費用		
支払利息	319	
借入手数料	85	
為替差損	187	
その他	29	**622**
経常損失		**51**
特別利益		
固定資産売却益	1	
受取補償金	1,533	
その他	1	**1,536**
特別損失		
減損損失	7	
固定資産除却損	1	
その他	0	**9**
税金等調整前当期純利益		**1,475**
法人税、住民税及び事業税		74
法人税等調整額		761
当期純利益		**639**
親会社株主に帰属する当期純利益		**639**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,767	11,625	5,630	△1,201	18,822
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△670		△670
親会社株主に帰属する当期純利益			639		639
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		30	32
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	−	1	△31	29	△0
当連結会計年度末残高	2,767	11,627	5,598	△1,171	18,822

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	607	36	413	1,058	19,880
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△670
親会社株主に帰属する当期純利益					639
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					32
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△159	△20	26	△153	△153
当連結会計年度中の変動額合計	△159	△20	26	△153	△153
当連結会計年度末残高	447	16	440	904	19,727

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**10,863**
現金及び預金	8,240
海運業未収金	886
営業未収金	319
繰延及び前払費用	245
立替金	17
貯蔵品	731
代理店債権	119
その他	303
貸倒引当金	△0
固定資産	**27,764**
有形固定資産	**15,741**
建物	8,678
構築物	49
機械及び装置	6
車両運搬具	11
工具、器具及び備品	215
土地	999
信託建物	3,964
信託構築物	72
信託土地	204
建設仮勘定	1,518
その他	19
無形固定資産	**258**
ソフトウェア	123
商標権	126
その他	7
投資その他の資産	**11,764**
投資有価証券	3,431
関係会社株式	1,740
長期前払費用	48
差入保証金	196
保険積立金	252
前払年金費用	13
長期貸付金	11,324
その他	40
貸倒引当金	△5,284
資産合計	**38,628**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**6,100**
海運業未払金	1,930
営業未払金	495
短期借入金	2,610
１年内返済予定の長期借入金	315
未払金	5
未払法人税等	73
未払費用	53
前受金	134
前受収益	205
仮受金	35
賞与引当金	57
用船契約損失引当金	140
その他	43
固定負債	**11,348**
長期借入金	9,030
繰延税金負債	100
受入保証金	1,591
長期前受収益	545
用船契約損失引当金	26
その他	54
負債合計	**17,448**
純資産の部	
株主資本	**20,711**
資本金	**2,767**
資本剰余金	**11,627**
資本準備金	2,238
その他資本剰余金	9,389
利益剰余金	**7,487**
利益準備金	414
その他利益剰余金	7,073
別途積立金	2,600
固定資産圧縮積立金	49
繰越利益剰余金	4,423
自己株式	**△1,171**
評価・換算差額等	**468**
その他有価証券評価差額金	**468**
繰延ヘッジ損益	**△0**
純資産合計	**21,179**
負債・純資産合計	**38,628**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
海運業収益	14,386	
倉庫・運送業収益	2,358	
不動産業収益	4,664	**21,409**
売上原価		
海運業費用	15,716	
倉庫・運送業費用	2,243	
不動産業費用	2,308	**20,268**
売上総利益		**1,140**
販売費及び一般管理費		**1,164**
営業損失		**24**
営業外収益		
受取利息	172	
受取配当金	119	
為替差益	259	
その他	23	**573**
営業外費用		
支払利息	44	
借入手数料	14	
貸倒引当金繰入額	701	
その他	12	**773**
経常損失		**223**
特別利益		
固定資産売却益	1	
受取補償金	1,533	
その他	1	**1,536**
特別損失		
固定資産除却損	1	
減損損失	7	
その他	0	**9**
税引前当期純利益		**1,303**
法人税、住民税及び事業税		70
法人税等調整額		785
当期純利益		**448**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,767	2,238	9,387	11,625	414	2,600	53	4,642	7,710
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△670	△670
固定資産圧縮積立金の取崩							△4	4	−
当期純利益								448	448
自己株式の取得									
自己株式の処分			1	1					
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）									
当事業年度中の変動額合計	−	−	1	1	−	−	△4	△218	△222
当期末残高	2,767	2,238	9,389	11,627	414	2,600	49	4,423	7,487

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,201	20,902	619	△2	617	21,520
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△670				△670
固定資産圧縮積立金の取崩		−				−
当期純利益		448				448
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	30	32				32
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			△151	1	△149	△149
当事業年度中の変動額合計	29	△191	△151	1	△149	△340
当期末残高	△1,171	20,711	468	△0	468	21,179

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

乾汽船株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**佐　野　康　一** ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**林　　一　樹** ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、乾汽船株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

乾汽船株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**佐　野　康　一**　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**林　　一　樹**　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、乾汽船株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会及び経営会議並びにその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

乾汽船株式会社　監査役会

常勤監査役　**加　島　昭　久** ㊞

社外監査役　**田　中　正　人** ㊞

社外監査役　**尾　﨑　輝　郎** ㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場

海運クラブ（海運ビル）2階ホール

東京都千代田区平河町二丁目6番4号 海運ビル
電話（03）3264-1825（会場代表）

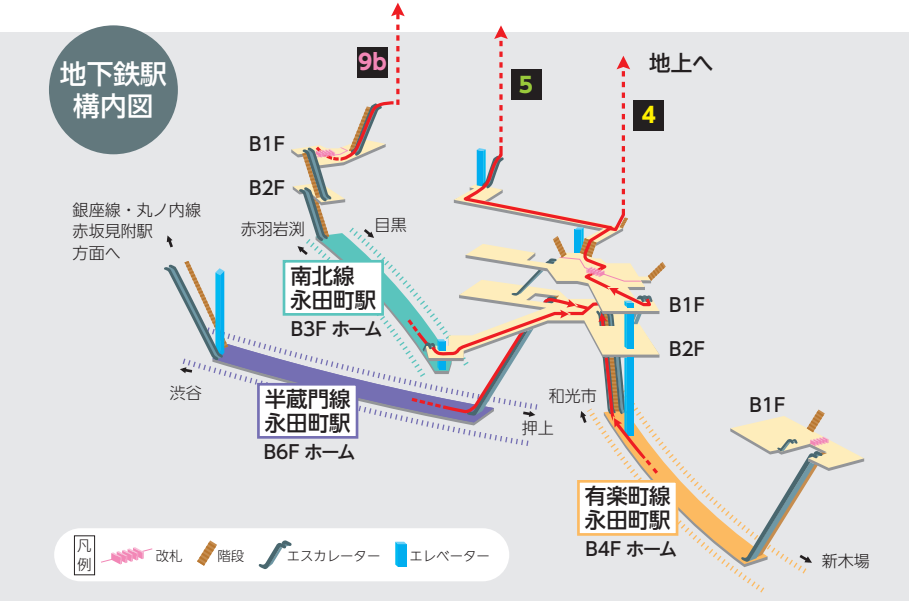

交通

東京メトロ有楽町線／半蔵門線／南北線
永田町駅
4番出口、5番出口又は9b出口より
→ 徒歩2分

東京メトロ銀座線／丸ノ内線
赤坂見附駅
D出口より
→ 徒歩5分

ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

乾汽船株式会社
〒104-0054
東京都中央区勝どき一丁目13番6号 プラザタワー勝どき
TEL：03-5548-8211（代） http://www.inui.co.jp/